

～ かんきつ類を販売する農産物直売所へのお願い ～ ミカンバエ被害果の流通防止について

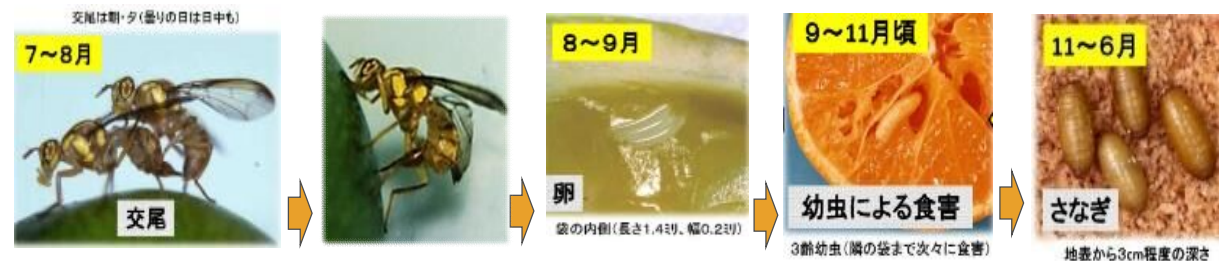
かんきつ類の害虫「ミカンバエ」とは

- ◆みかん等のかんきつ類の果実内部に産卵し幼虫が果肉を食害する在来害虫です。
- ◆産卵期の夏季に果皮の厚さが薄い（概ね4 mm以下）と被害を受ける可能性があります（温州みかん、ぽんかん、はるみ、小みかん、花柚子等）。
- ◆同じ品種でも果皮が薄い小玉果は被害を受ける可能性があります。
- ◆被害果が流通し消費者が果実内の幼虫を見つけると、県産みかん全体のイメージダウンにつながり、産地は大きな打撃を受けてしまいます。



同じ品種でも小玉果は要注意↑

【ミカンバエの生活史】



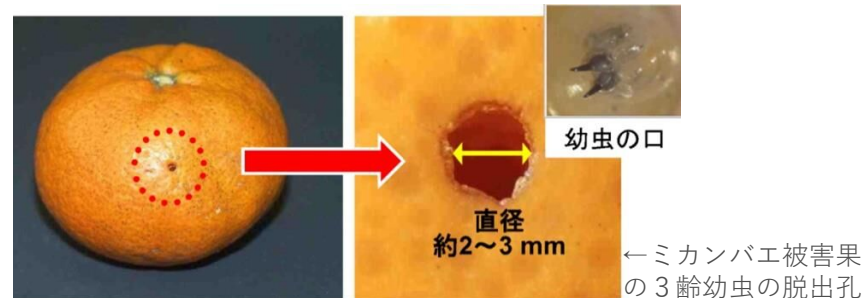
県では条例を制定し、一部の市町、農業団体及び生産者と協力・連携し、発生状況の検査、防除の徹底、被害果の流通防止に取り組んでいます。

果実にミカンバエ被害果の混入がないか 検品（チェック）しましょう！

出荷された段階で、果実内部の幼虫の有無の判別するのは難しいですが、荷受け時には検品（チェック）を実施し、店頭のパネルに並べてからも適宜実施してください。

【検品（チェック）ポイント】👉

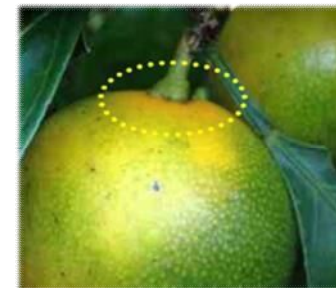
- ◆ 果実の表面に幼虫が脱出するために開けた穴がないか？
- ◆ ビニール袋(ネット)の底などに果実から脱出した幼虫がないか？
- ◆ ヘタがとれていないか？
(被害果はヘタがとれやすいのが特徴)



【樹上でのミカンバエ被害果の特徴】



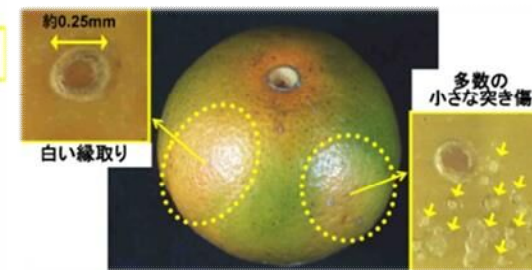
着色が異常に早い



へたの周囲から赤く色づく



果実表面に産卵孔がある



産卵部位からの色むら

【ミカンバエの被害果を確認した場合の対応】🔍

- ① 苦情の場合は、丁寧に対応し被害果の情報を収集する
(購入日、生産者名など)
- ② 当該被害果及び被害発生園からの果実の販売を停止する
- ③ 発生園への防除指導のため指導機関（市町、振興局、JA直売所はJA）に速やかに連絡する
- ④ 被害果を確認した農家に対して、指導機関から防除指導を受けるよう指導する
- ⑤ 併せて、「ミカンバエやミカンバエ被害果の特徴」の情報を提供するとともに、以下の「被害果の適切な処理方法」を指導する